

豊川市文化財保存活用地域計画（案）の意見募集結果と市の考え方

提出された意見等の要旨、意見等に対する市の考え方は次のとおりです。

なお、提出された意見等は公表が原則ですが、本案件と関係のない意見、単に賛否の結論だけを示した意見、第三者を誹謗中傷する意見等については、その要旨及び市の考え方は示しません。

項目：序章

2. 計画の位置付けに関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
1	4、5 ページ 関連計画の概要について、あちこちにカタカナ用語が使われている。日本語化しているものはともかく、辞書をひいてもわからないことばがあります。日本語としての共通理解、定義がはっきりしないあいまいなカタカナ用語も 8 ページの「5 用語の定義」のように説明して欲しい。 51 ページの「ファシリティマネジメント」も市民の何パーセントが普段こんな言葉を使っているのでしょうか。	本計画内では関連計画の概要を掲載していますので、各計画で用いられている言葉をそのまま使用しています。いただいたご意見については、計画策定課にも共有させていただきます。 「ファシリティマネジメント」を「ファシリティマネジメント（施設の最適な状態での維持管理の手法）」に修正します。

項目：第 1 章 豊川市の概要

3. 歴史的環境に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
2	20 ページ (1) 原始 旧石器・縄文・弥生時代の本文の「平井稲荷山貝塚」や 21 ページ本文の「伊奈銅鐸」は発掘品や発掘場所が豊川にはない。32 ページの未指定文化財リストに含まれているのか。特に「伊奈銅鐸」はとても立派な考古資料なのに旧小坂井町民にすら知られていない。指定に向けて動いてほしい。	「平井稲荷山貝塚」は豊川市平井町にあります。「伊奈銅鐸」の出土地については、豊橋市立前芝中学校の敷地内ではありますが、所在は豊川市伊奈町地内となります。「伊奈銅鐸」は現在東京国立博物館に保管されており、確実な保存・保管が図られていることから未指定文化財のリストには含めていません。「平井稲荷山貝塚」周辺の出土遺物は、古い時代の調査については明治大学等が保管していますが、平成以降の小坂井町の調査による出土遺物は、豊川市が引き継いでいます。今後、他の歴史文化資源と同様に周知に努めます。
3	24 ページ (3) 中世 鎌倉時代の本文と図 1-27 財賀寺仁王門の関連がわからない。 全体を通して図番と本文との関連がわからない。	図 1-27 は、財賀寺が記録として史料上に現れるのが鎌倉時代（嘉禄元年）であり、鎌倉幕府（安達盛長）と関わる伝承もあることから財賀寺を取り上げています。仁王像は平安時代末期の作であり、鎌倉時代の隆盛を示す文化財であるため、知名度の高い財賀寺仁王門の写真を使用しています。 また、その他の図についても、本文と関連する図を使用しています。

項目：第2章 豊川市の文化財の概要と特徴

2. 指定等文化財の特徴に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
4	35 ページ (2) 無形文化財の図 2-11 菟足神社の風車とともに伝わる縁起物「鐘馗(しょうき)面」があり、「豊橋張子面保存会」の方々が細々と地道に製作を引き継いでおられます。風車と鐘馗面を併記してほしい。	「豊橋張子面保存会」の活動母体が豊橋市にあり、豊川市の無形文化財には該当しません。
5	37 ページ 文化的景観の図 2-18 佐奈川の桜と菜の花について、現在の状況は右側に桜はありません。	現在の写真に差し替えます。

項目：第3章 豊川市の歴史文化の特性

1. 豊川市の歴史文化の特性に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
6	42 ページ ③-1 近世東海道を中心とした街道交通の本文の「見付宿」は「見附宿」が正しい。	江戸時代から見付宿と見附宿のどちらの表記もありますが、見付宿の所在する磐田市では、伝馬朱印状に「見付」とあることから、「見付宿」に統一しています。このため、本計画においても「見付宿」と表記しております。
7	44 ページ ⑤近現代の歩みを示す歴史文化の本文の「8月」について、豊川市にとって重要な出来事である大空襲の日付を入れたほうがよい。	「8月」を「8月7日」に修正します。

項目：第4章 豊川市の文化財に関する既往の把握調査

2. 豊川市による文化財調査に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
8	48 ページ 表 4-4 について、豊川海軍工廠跡発掘調査報告書(H30)の報告書が抜けている。「旧豊川海軍工廠平和公園内残存遺構保存整備事業報告書」の「旧」が不要です。	発掘調査報告書については、資料編の【発掘調査報告書一覧】に掲載することとしています。 「旧豊川海軍工廠平和公園内残存遺構保存整備事業報告書」を「豊川海軍工廠平和公園内残存遺構保存整備事業報告書」に修正します。

3. 展示会のための調査及び展示図録に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
9	49 ページ H24 (2012) について、「弥生人の造形美—とよかわの北と南で—」の方が文化財に関連するのではないか。	「弥生人の造形美—とよかわの北と南で—」の方が文化財に関連するため、「とよかわの美術家たち」を「弥生人の造形美—とよかわの北と南で—」に修正します。

項目：第6章 文化財の保存と活用に関する方針

1. 文化財の保存と活用に関する現状と課題に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
10	68 ページ (2) 学校教育・生涯学習に関する現状と課題の【課題】に「文化財活用拠点」とあるが、【現状】下から2行目の冒頭に「文化財活用拠点である」を入れる。	【現状】の下から2行目の冒頭に「文化財活用拠点の」を追記します。

項目：第6章 文化財の保存と活用に関する方針

1. 文化財の保存と活用に関する現状と課題に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
11	69 ページ (3) 保存・保管に関する現状と課題について、【現状】の本文に旧民俗資料館に触れた部分があり、その「課題」に「出土遺物や民俗資料などの保管場所の確保」があるが、課題が「保管場所」だけになっている。保管されているだけで、まったく活用されていないし、活用方針が打ち出されていない。71 ページ (8) 文化財の活用に関する現状と課題、73 ページ 2. 文化財の保存と活用に関する方針の項目があるが、具体的な活用方針は何も書かれていない。「みんなで調べる」とか「みんなで守る」などの「手段」のみ並んでいるだけである。	現在、保管場所が分散し、活用に向けた整備が十分にできていないことから、まずは保管場所の確保を優先しています。 いただいたご意見は、措置No.7・8・21・25において民俗資料の活用を図っていきます。
12	69 ページ (3) 保存・保管に関する現状と課題について、【現状】の本文に閉園した保育園などを収蔵庫に代用して保管とありますが、民具史料は、公開して、利用されてこそ伝承されると思います。 「古くて懐かしい」という後ろ向きの保存ではなく、「常に工夫してきた先人の汗の結晶」という前向きな活用と「ものづくり愛知」ならではの展示の工夫をしてほしい。	

No.	意見等の要旨	市の考え方
13	71 ページ (6) 伝える機会・体制に関する現状と課題の「課題」に記載の「文化財活用拠点のボランティアの高齢化」を始め、計画の各所にボランティアについて記述があるが、単独項目が無いと記述箇所があちこちにあり、そのため逆に重複が多く、ボランティア活動の現状、活用、方向性がきちんとまとめられていない。ボランティアの数合わせの視点しかなく、若者が応募したくなる魅力ある活動を考えることも必要だと思います。ボランティアの意見や提案を聞く場を設けたり、ボランティア自身が自己研鑽できる場を提供できれば、その意欲や質も向上し、若者にも魅力的な活動になるのではないかと思います。	本計画は、第6・7章で4つの方向性ごとに、第8章で関連文化財群、第9章で文化財保存活用区域ごとに現状・課題・措置を整理しています。そのためボランティアに限らず、複数個所に該当する項目はそれぞれの箇所に掲載しています。 措置No.11において、いただいたご意見も参考にさせていただきます。
14	73 ページ (方針2) 学びの推進について、小中学生がそれぞれの学年・年代でわかりやすい資料の作成や各々の調べ学習を後押しする内容を望みます。	措置No.7・21において、いただいたご意見も参考にさせていただきます。
15	74 ページ (方針6) 情報発信の充実の文中の「デジタル技術」では範囲が広すぎる。国分寺と尼寺の復元図のCG化の検討を願います。遠江国分寺ではCG画像が既に制作されて、案内表紙となっているので参考にしてください。	情報発信に有効なデジタル技術はCGだけに限らず、様々な技術が考えられます。また、今後新たな技術の開発も想定されるため、デジタル技術と記載しています。いただいたご意見も参考にさせていただきます。
16	76 ページ ぎょぎょランド(赤塚山公園内)の説明に珍しい取り組みであるネコギギの繁殖活動も加えてはどうか。	「国指定天然記念物のネコギギもいます。」を「国指定天然記念物のネコギギの飼育展示のほか、繁殖活動も行っています。」に修正します。
17	79 ページ 措置③学校教育への支援No.8「高等学校と連携した取組」について、高校でのクラブは絶無である。現場の現役の先生は他県やよその地域から来ているし、多忙のため、小中学校との人的物的交流が必要である。地域の学芸員やボランティア、郷土史家のサポートが必要で、コーディネートの人物を育成し、マッチングを行うことも必要である。	高等学校の現況を調査し、いただいたご意見も参考に必要な協力や支援を検討します。

項目：第7章 文化財の保存と活用に関する措置

方向性4. 「みんなで活かす」ための措置に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
18	81 ページ 措置⑤保存の推進 No.13 「文化財保護用地などの公有地化」に「一宮砦跡」も案に入れてはどうか。	個別に保存管理計画を策定し、公有地化を進めている史跡等を対象としています。
19	81 ページ 方向性2. 「みんなで守る」ための措置 方針3. 確実な保存・保管について、三河一宮駅駅舎を文化財登録され守っていただきたい。JR東海様と協議され復元整備、観光資源として有効活用していただきたい。 日本家屋を文化財として、景観保存の観点から市内の日本家屋調査をしていただきたい。耐震補強を支援してこの先もずっと郷土の大切な風景を守り、豊かな文化を未来に伝えていくことを目指すことをお願いしたい。	文化財登録制度について、所有者へ周知していきます。また、愛知県によって近代化遺産（建造物等）総合調査、近代和風建築総合調査が行われています。いただいたご意見も参考にさせていただきます。
20	81 ページ 措置⑤保存の推進 No.12 「文化財の新規指定」について、 1. 平和公園北側の土塁、および外側の排水溝 2. 名古屋大学敷地内の、第二火薬庫、第三火薬庫、爆弾爆裂痕、原料置き場、水洗トイレ、窒化鉛製造所痕、周りの土塁、防空壕痕、および海軍工廠時の通路及び側溝、プラタナスの並木、街灯及び笠、大八車の車輪 以上の文化財指定をお願いしたい。	1. については、行政財産として保存・保管が図られています。 2. については、名古屋大学は「名古屋大学キャンパスマスタープラン2022」において、豊川市が整備した平和公園と連携し、豊川海軍工廠の遺構について、工廠跡地における戦後の平和利用の実例として保存に務めるとしています。所有者である名古屋大学の意向に沿って豊川市も協力していきます。
21	84 ページ 措置⑩伝える機会の体制の強化について、印刷された文書類、各種資料のデジタル化を進めてほしい。インターネット等で閲覧可能な資料として小学生でも遠方在住者でも原資料に触れる機会がほしい。 公有地歴史公園等で来場者が楽しくなる表示を工夫してほしい。わかりやすい地図の表示、QRコードを付した案内板等設置による詳細情報への誘導、案内板製作時の地元意見の反映、小学生がわかる内容とすることを希望します。	措置No.7・37・39・40 において、いただいたご意見も参考にさせていただきます。

No.	意見等の要旨	市の考え方
22	85 ページ 措置⑩伝える機会の体制の強化について、歴史公園を身近な散歩や遊び場として整備してほしい。シンボルツリーを市民から寄付していただく等、リピーターを増やす取り組みをしてほしい。	個別の整備計画策定時並びに方向性4.「みんなで活かす」ための措置において、いただいたご意見も参考にさせていただきます。
23	86 ページ No.39「文化財に関するホームページの充実」について、国分寺の許可をいただき梵鐘音を掲載してはどうか。	措置No.39において、いただいたご意見も参考にさせていただきます。
24	86 ページ 措置⑪情報発信ツールの活用について、平坂街道や伊那街道は地元でも知らない人が多いので、起点表示がほしい。歴史の教科書に載っている人物が通っている道です。「街道を行く」豊川市版物語があるといい。	措置No.40において、いただいたご意見も参考にさせていただきます。
25	86 ページ No.40「文化財説明板の整備」について、豊川海軍工廠平和公園に設置してある「工廠のあんちゃんの日記」を皆さんに見えるように交流館東広場へ移設してはどうか。	豊川海軍工廠平和公園整備工事の際に策定した「豊川市平和公園（仮称）基本計画」における、公園に設置する施設の方針に基づいて整備しています。現在の設置場所は、子どもたちや家族連れがいつでも楽しむことができるように遊具を設置した「遊びのゾーン」に位置し、来園者が興味を持って工廠の歴史に触れることができるように設置しています。来園者の「遊びのゾーン」への誘導に努めます。
26	87 ページ 措置⑫活用の機会の創出 No.42「歴史的建造物などの活用」について、登録有形文化財の建造物だけではないため、事業名と同様に「登録建造物」を「歴史的建造物」とする。	「登録建造物」を「歴史的建造物など」に修正します。
27	87 ページ 措置⑫活用の機会の創出 No.43「ウォーキングイベントの開催」について、市民にウォーキングの案の募集をしてはどうか。	いただいたご意見は取組主体とも共有させていただきます。
28	87 ページ 措置⑫活用の機会の創出 No.44「史跡公園でのイベントの実施」について、史跡公園だけではなく、大橋屋・豊川海軍工廠平和公園などでも実施しているため、「史跡公園」を「史跡公園など」とする。 地域団体が主催するイベントも想定されるため、取組主体の団体欄に「地」を入れる。	「史跡公園でのイベントの実施」を「文化財活用拠点などでのイベントの実施」に修正し、事業内容を「三河国分尼寺跡史跡公園の「天平ロマンの夕べ」や平和交流館の「折り鶴に平和の祈りを」を継続実施するとともに、ほかの文化財活用拠点などにおいても市民参加型のイベントの開催を検討する。」に修正します。また、取組主体に「地」を追記します。

項目：第8章 関連文化財群

関連文化財群に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
29	92 ページ ①本宮山・豊川をはじめとした自然環境と風土について、社叢や巨木・泉など『豊川市の自然めぐり』のようなカラーでポケットに入れるような本が一冊あると、豊川の老若男女にとっても親しみが湧くのではないか。	措置No.37において、いただいたご意見も参考にさせていただきます
30	96 ページ 図 8-6 船山古墳（船山古墳第1号墳）全景について、写真が古く、現状認識として不適切である。アパートの取り壊しや道路拡幅前の古い写真で今後の保存活用にむけての資料写真にならない。	開発により現況と異なりますが、船山第1号墳の前方後円墳としての姿がわかりやすい平成29年度の調査時の写真を使用しています。
31	98 ページ [現状]に記載の船山古墳について、「公有地化し、保存を図っています。」「地域行事の場として活用されています。」などはこれまでの事実と違う内容である。公有地化も保存も進んでおらず、町内のボランティア組織が草刈りを請け負っているが、地域行事として住民に活用されているものでもない。 [課題]にあるように「保存・活用における地域との連携」を図ってほしい。	船山古墳公園用地として公有地化しており、令和6年度に史跡公園としての整備を予定しています。なお、公園用地外の古墳の範囲にあたる箇所については、文化財保護法に基づき新築や建て替えの際には発掘調査を実施し、記録保存しています。 また、年末年始などに地域行事の場として利用されており、公園の共用開始後にも地域と連携した活用を検討していきます。
32	101 ページ 表 8-4 関連文化財群③の構成要素一覧の8「花井寺」・9「船井山延命寺」の概要の「伝えれる」は「伝えられる」が正しい。	「伝えれる」を「伝えられる」に修正します。
33	105 ページ 表 8-5 関連文化財群④の構成要素一覧の8「豊川社道道標（追分）」について、豊川稲荷遥拝所と鳥居があったが、現在は稲荷本殿前鳥居となったと追記してはどうか。	「かつては石鳥居があった。」を「かつては豊川稲荷の石鳥居と遥拝所もあった。石鳥居は移設され、豊川稲荷の参道に現存する。」に修正します。
34	111 ページ 表 8-6 関連文化財群⑤の構成要素一覧の21「牛久保の若葉祭」について、今川氏より築城を命じられたと記載があるが、どこの城かわからないので、今橋城の城名か淵の名前を追記してはどうか。	「築城」を「今橋に築城」に修正します。
35	111 ページ 表 8-6 関連文化財群⑤の構成要素一覧の27「讃岐屋敷」について、現在は公園となっていると追記してはどうか。	「現在、屋敷跡地はさぬき屋敷公園となっている。」を追記します。
36	112 ページ 表 8-6 関連文化財群⑤の構成要素一覧の40「一宮砦」について、「一宮の退口（御詰め）」と記載があるが、（後詰）が正しい。	「御詰」を「後詰」に修正します。

No.	意見等の要旨	市の考え方
37	113 ページ 【現状】について、114 ページの図 8-25 岩略寺城での長沢小学校児童による清掃活動の様子について、本文でも触れたほうが良い。	「下草刈りが行われています。」を「下草刈りや、地元小学校児童による清掃活動が行われています。」に修正します。
38	116 ページ 表 8-7 関連文化財群⑥の構成要素一覧の 3「妙巖寺の梵鐘」について、錆漬された梵鐘と同時の灯籠を指定にいらてはどうか。	関連文化財群⑥は豊川海軍工廠と豊川市のため、本項では対象としませんが、指定候補物件としては今後調査の対象とします。
39	116 ページ 表 8-7 関連文化財群⑥の構成要素一覧の 14「佐奈川と佐奈川堤のサクラ」について、近年、桜が老化して危険となっている。イオン豊川店の前の桜は老化して一部は無い。	関連文化財群⑥は豊川海軍工廠と豊川市のため、本数の増減に関わらず構成要素としています。豊川市では、佐奈川堤の桜保全事業において、計画的な維持・保全を図る予定があります。
40	117 ページ 表 8-7 関連文化財群⑥の構成要素一覧の 17「諏訪神社の狛犬」について、狛犬台座に銃弾の痕が残っているので追記したらどうか。	「諏訪神社の狛犬」を「諏訪神社の狛犬と台座」に修正します。 概要の「狛犬 2 基」を「狛犬 2 基と台座」に修正します。
41	117 ページ 表 8-7 関連文化財群⑥の構成要素一覧の 18「砥鹿神社西参道石鳥居」について、神社西ではなく、新城街道の追分に建立された。	現在の場所を示すために諏訪神社参道入り口西側と表記しています。

項目：第 9 章 文化財保存活用区域

3. 文化財保存活用区域に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
42	123 ページ 【現状】について、文化財保存活用区域の対象が国府、国分寺、国分尼寺の観点中心で、船山古墳、久保古墳を含めた一体としての白鳥台地の立地的、政治的重要性を軽視している。今後「国庁」跡の保存整備が進むので地域一帯を史跡範囲として取り組む方向性を出してほしい。表記も「国府」全体の保存整備ではないので「国庁」にしたほうがよいのではないか。	令和6年2月21日付けで国指定史跡となった国府の中心施設である国庁ですが、将来的な国府に関連する重要遺構の発見等により追加指定も考慮し、史跡の指定名称を「三河国府跡」としています。この指定名称に合わせ、本計画では、国府としています。
43	123 ページ 【課題】の「計画的な修繕」を「修繕並びに収蔵拠点の整備」、【方針】の「営繕」を「修繕、整備」、「魅力を高めます」を「魅力を高め、また、継承に繋げます」にしたらどうか。	第9章は、文化財保存活用区域に関する章となります。資料の保管については、P74 に方針・P82 措置No.16 に記載しています。 営繕については、整備・再整備・修繕が含まれています。なお、課題と方針の整合性を図るため、課題の「修繕」を「営繕」に修正します。
44	124 ページ 文化財保存活用区域に関する措置に、一宮砦跡の公有地化の検討を入れる。	一宮砦の所在地は、文化財保存活用区域外となります。

項目：第10章 文化財の防災・防犯

1. 民俗知・地域知を防災に活かすに関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
45	126 ページ 1. 民俗知・地域知を防災に活かすの本文に帯川に関することが抜けているため追記したらどうか。	地域で見られる先人の知恵や地名、被災の碑などが防災に活かせることを記載していますので、防災のための工事等については本項では、省略しています。
46	126 ページ 1. 民俗知・地域知を防災に活かすの本文の自助・共助・公助に互助がないため追記したらどうか。	「豊川市地域防災計画・豊川市水防計画(令和5年1月)」に基づき、「自助・共助・公助」としています。本計画においても、互助という言葉は用いていませんが、互助の意味する身近な地域のコミュニティ等による助け合いは共助に含まれています。
47	126 ページ 民俗知・地域知を防災に活かすについて、河岸段丘での暮らしや、水害・災害伝承の詳しい調査は必要である。愛知県や名古屋大学が調べているが、豊川市バージョンも欲しい。	危機管理課において市域に関わる情報を「災害に学ぶーとよかわ防災史話ー」としてホームページに掲載しています。 https://www.city.toyokawa.lg.jp/kurashi/anzananshin/bosai/bousaisenta/saigainimababu.files/20230908.pdf
48	127 ページ 2. 防災・防犯に関する現状と課題について、石仏や仏像・掛け軸など寺社や地域のみでのセキュリティー対応は難しい。火事・盗難のみならず、過疎地域や開発地域のためにもレスキュー台帳の発行とその積極的公開を望みます。	措置No.56において、文化財レスキュー台帳の作成と関係者との情報共有を図っていきます。なお、盗難が懸念されるため情報公開については所有者の意向を踏まえた対応を考えています。

項目：第11章 文化財の保存・活用の推進体制

2. 市の体制に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
49	132 ページ 豊川市にも埋蔵文化財センターのような独立した部門の設置を望みます。	今後の豊川市の組織機構改革において、いただいたご意見も参考にさせていただきます。

項目：資料編

3. 文献リストに関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
50	146ページ 史跡 持統上皇行在所伝承地、147ページ 史跡 万葉地名引馬野伝承地について、言い伝えがあるので伝承地と呼ぶのは理解できるが、それを「史跡」と言っているのですか。出土品など考古学的証明はなく、両地とも地理学的には701年頃は潟湖かその縁部分で「史跡」には不適切と思われる。史跡でない伝承地なら宮道山も該当するのではないか。蛇足ながら、金野にある草壁皇子の墓は歴史的には正しくないですが、ここは伝承地として成り立つのでしょうか。	「持統上皇行在所伝承地」・「万葉地名引馬野伝承地」については、江戸時代の郷土史家渡辺富秋による『統叢考』などによって所在地の比定が行われてきました。 「持統上皇行在所伝承地」については、「御所宮」と称した祠があり、江戸時代には付近に記念碑が建てられています。 「万葉地名引馬野伝承地」については、アララギ派の地元歌人御津磯夫の尽力により、斎藤茂吉の筆による石碑が昭和初期に建てられています。 いずれも研究史や石碑をも含め史跡として御津町時代に文化財指定されたものです。
51	149ページ 文化財関係刊行物一覧について、48ページ～50ページ掲載の刊行物を再掲載しているもの、未掲載のものが混在しているため、掲載の考え方を統一したほうが良い。	文化財関係刊行物一覧については全てを掲載、表4-3はハンドブックのみを掲載、表4-4は個別計画、調査・整備報告書のみを掲載していますが、掲載が漏れている刊行物もありましたので、整理し直します。
52	150ページ 文化財関係刊行物一覧について、豊川市に「史跡三河国分寺・尼寺跡—これまでの歩み、そして将来へ—」（令和4年）、「豊川海軍工廠を『伝える』～あの日ここで起きた出来事を未来へ～」（令和5年）を追記。	ご指摘の刊行物を追記するとともに漏れていた刊行物がありましたので、「赤坂の舞台と小屋掛け」、「よみがえる古代三河国の歴史舞台～豊川市教育委員会 30余年の発掘調査史より～」、「もっとずっと 松並木・・・そして未来へ」を合わせて追記します。
53	154ページ 図録一覧について「常設展示案内書 豊川市の歴史」（昭和63年）、「豊川海軍工廠資料集」（平成17年）を追記。	ご指摘の図録を追記します。

項目：概要版 関連文化財群

関連文化財群⑥豊川海軍工廠と豊川市に関すること

No.	意見等の要旨	市の考え方
54	3ページ 豊川市の歴史文化の特性⑤近現代の歩みを示す歴史文化の本文の「8月」について、重要な出来事である大空襲の日付を入れたほうがよい。本編27ページでは8月7日としている。	「8月」を「8月7日」に修正します。
55	7ページ 関連文化財群⑥豊川海軍工廠と豊川市の関連文化財群の主な構成要素「砥鹿神社西参道石鳥居」のあとに（被爆痕の残る鳥居）を追記したらどうか。	構成要素は原則指定名称としていますが、同名称の場合に限り、区別のために()を付しています。概要版のため説明書きは全て省略しています。